

平成24年11月22日

千葉県緊急雇用創出事業補助金の返還について

千葉県緊急雇用創出事業補助金の交付を受けて、平成22年度に実施した事業のうちの一事業において、受託業者の不正が発覚したため、香取市は受託者からの自主的な返還を受け、当該事業に係る補助金の全額を千葉県に返還することとしました。

1 不正となった補助事業の概要

実施年度	平成22年度
事業名	ウェブアクセシビリティ整備業務
事業費（補助金額）	5,334,000円
新規雇用の失業者の人数	3人
委託契約の期間	平成22年5月1日から平成23年3月31日まで
受託業者	銚子インターネット株式会社

2 不正の内容

銚子インターネット株式会社は、平成22年度に香取市からウェブアクセシビリティ整備業務の委託を受け、業務の完了後、委託料の支払いを受けていました。

本業務委託の要件として、失業者3人を新規に雇用して当該業務に従事させることとなっていました。この要件に反して、失業者でない自社の試用社員1人を従事させ、この者を新規雇用の失業者であると報告していました。

3 不正への対応

受託業者から、自主的な委託料の返還と、成果物を香取市の帰属とする旨の申し出があり、平成24年11月8日に市は、返還金5,334,000円を受領しました。

市は、受領した返還金の全額を、千葉県に返還することとし、受託業者に対しては、平成24年11月22日付けをもって2箇月間の指名停止処分を行います。

4 他事業の対応

過去において、千葉県緊急雇用創出事業補助金の交付を受けて実施したすべての委託事業に対して、受託業者から提出のあった関係書類を再点検し、失業者の雇用状況について再度確認を行いました。

また、今年度実施している事業についても、受託業者への指導や確認の徹底を図り、再発防止に努めます。

【 問い合わせ先 】

補助金担当課：経済環境部商工観光課

担当 菅谷・高橋

電話 0478-50-1212（直通）

事業実施課：総務部秘書広報課

担当 嶋崎・尾形

電話 0478-50-1204（直通）